

企画競争説明書

業務名称：ネパール国カトマンズ盆地強靱化のための防災行政
能力強化プロジェクト

案件番号：19a00788

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年12月 4日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年12月 4日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ネパール国カトマンズ盆地強靱化のための防災行政能力強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
 - () 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年3月 ～ 2024年3月
以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。
 - (1) 第1期：2020年3月上旬～2022年9月下旬
 - (2) 第2期：2022年10月上旬～2024年3月下旬

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 調達部

【担当課、担当者氏名及びメールアドレス】

契約第1課 木戸 正巳

Kido.Masasmi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(例: 特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印し

てください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年12月11日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年12月16日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年12月27日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

5) 虚偽の内容が記載されているとき

6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

なし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) NPR 1 = 0.968830 円
- b) US\$ 1 = 109.485000 円
- c) EUR 1 = 120.522000 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／災害リスクガバナンス
 - b) 構造物対策（公共建物）
 - c) 構造物対策（インフラ及びライフライン）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 4.1 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
-------------	-----

3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年 2月 4日（火）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 2) 公表する情報
ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
 - 3) 情報の提供方法
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。
- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表
契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

- (1) 反社会的勢力の排除
以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。
- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護
法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。
本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

該当なし

1 3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後 2 週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：途上国における防災能力強化に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内

容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

a) 業務主任者／災害リスクガバナンス

b) 構造物対策（公共建物）

c) 構造物対策（インフラ及びライフライン）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

➤ 【業務主任者（業務主任者／災害リスクガバナンス）】

a) 類似業務経験の分野：災害リスクガバナンスに係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ネパール及び全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 構造物対策（公共建物）】

a) 類似業務経験の分野：途上国の建物の災害対策に係る各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：ネパール及び全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 構造物対策（インフラ及びライフライン）】

- a) 類似業務経験の分野：インフラ及びライフラインの災害対策に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ネパール及び全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力：業務主任者／災害リスクガバナンス	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／災害リスクガバナンス	()	(8.00)
ア) 類似業務の経験		3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		1.00
エ) 業務主任者等としての経験		2.00
オ) その他学位、資格等		1.00
③業務管理体制、プレゼンテーション	—	(10.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
イ) 業務管理体制	—	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 構造物対策（公共建物）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 構造物対策（インフラ及びライフライン）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2020年 1月14日（火） 14：00～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町）208会議室
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

第3 特記仕様書案

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

ネパール連邦民主共和国は、インドプレートとユーラシアプレートが衝突する地帯に位置し、世界でも有数の地震帯であり、首都を擁するカトマンズ盆地では、大きな地震による災害が度々発生している。2015年4月25日に発生した、首都カトマンズの西76km、インドプレートとユーラシアプレートの境界を震源とする2015年ネパール地震（モーメント・マグニチュード(Mw)7.8）は、約8900人の死者と約2万2000人の負傷者をもたらした。また住宅の倒壊や道路をはじめ橋、病院、学校などのインフラの被害に加え、カトマンズの旧王宮があるダルバール広場など歴史的な建造物や世界遺産の寺院も大きな損傷を受け、広い範囲に人的・物的被害をもたらした。JICAの技術協力「カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクト」（2015～2018年）で、カトマンズ盆地における地震ハザード評価や地震リスク評価を実施した結果、公共施設や橋梁・主要道路にも大きな被害が出る可能性があることが確認された。カトマンズ盆地には全人口の1割が集中し、国全体の3分の1以上の経済が集中することから、同盆地の強靱化のためには、災害が起こる前に事前に公共施設や主要道路などのクリティカルインフラにおいて、政府予算を投じてリスク削減・強靱化（事前防災投資）を図り、事前防災投資の仕組みを構築する必要性が求められている。

災害リスク削減への対応を図るためにネパール政府は、中央防災責任機関となる国家減災庁（仮称）（National Disaster Risk Reduction Management Authority、（以下、「NDRRMA」という）の設立などを規定した防災法を2017年10月に施行し、2018年には国家災害リスク削減政策や国家災害リスク削減戦略実施計画を策定した。2018年の連邦制移行後、各州政府や地方政府は、防災法の制定や防災委員会の設置、地方防災計画の策定に取り組んでいる。しかしながら、NDRRMAはまだ設立の準備中であり、連邦政府、州政府、地方政府ともに、災害リスク削減事業よりも事前準備・緊急対応が取り組みの中心となっているため、防災行政の体制構築と能力強化、災害発生後の緊急対応から災害リスク削減への方向転換が必要とされており、災害リスク削減に係る体制構築及び実際の災害リスク削減策実施に向けて改善すべき事項は未だ多い。

かかる状況からネパール内務省に対する能力強化を実施する「カトマンズ盆地強靱化のための防災行政強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の要請を先方政府より受けた。2019年9月から10月にかけて詳細計画策定調査を実施し、その結果を基に内務省との間で本プロジェクトの詳細を記載したRecord of Discussions（以下「R/D」という。）を2019年11月18日に締結した。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

カトマンズ盆地強靱化のための防災行政能力強化プロジェクト

(2) 上位目標

災害リスク削減に資する投資の実施により、災害に対するレジリエンスが高まる。

(3) プロジェクト目標

災害リスク削減に資する投資事業促進のため、防災行政能力が強化される。

(4) 期待される成果

成果1：NDRRMAの災害リスク削減に関する行政能力が強化される。

成果2：カトマンズ盆地内での災害リスク削減優先事業の実施に必要な基本的な仕組みが整備される。

成果3：災害リスク削減の主流化をカトマンズ盆地内の地方政府で推進させる。

(5) 活動

【成果 1に係る活動】

- 1-1 : NDRRMA の制度強化計画を策定する
- 1-2 : NDRRMA の人材育成計画を策定する
- 1-3 : 国家災害リスク削減戦略実施計画に沿って、災害リスク削減の視点を各省の年間事業計画に反映するよう働きかけるため、関係省庁、国家計画委員会、首相府との調整会合を開催する
- 1-4 : 執行委員会による関係省庁やその他の関係機関の災害リスク削減事業の進捗状況を確認・モニタリングするための調整会議開催の準備を行う
- 1-5 : 州・地方政府の災害リスク削減事業の進捗状況を確認・モニタリングするため、首相府、内務省、連邦総務省、国家計画委員会との調整会議を開催する
- 1-6 : 国家災害リスク削減戦略実施計画に組み込むべき提案内容を取りまとめ準備する
- 1-7 : 災害リスク削減に関する調査研究結果を学術研究機関と共有するための調整部門を設立する
- 1-8 : 災害リスク削減と NDRRMA に関する広報活動を、メディアや民間企業、関係機関と協力して進める

【成果 2に係る活動】

- 2-1 : カウンターパートと日本人専門家によるタスクフォース*を設置する
*タスクフォースが、PO に記載あるプロジェクト活動を牽引する。
- 2-2 : カトマンズ盆地内の既存のハザード・リスク評価をレビューする
- 2-3 : カトマンズ盆地内の災害リスク削減優先事業リストを準備する
- 2-4 : 災害リスク削減優先事業の実施枠組みを、関係省庁と協力して準備する
- 2-5 : カトマンズ盆地内の災害リスク削減優先事業のうち優先度の高い事業のショートリストを、関係省庁と協力して作成する
- 2-6 : カトマンズ盆地内の災害リスク削減優先事業実施の資金調達オプションと資金調達方法（政府予算、開発パートナーからの支援、官民連携など）を、関係省庁と協力して準備する
- 2-7 : 財務省と国家計画委員会と協議し、災害リスク削減優先事業のうち優先度の高い事業を内務省/ NDRRMA の年間事業計画に組み込むよう働きかける
- 2-8 : 災害リスク削減優先事業のうち優先度の高い事業が各年間事業計画に組み込まれるよう、関係省庁に働きかける
- 2-9 : 開発パートナーからの支援や民間連携など予算確保のため、災害リスク削減優先事業のうち優先度の高い事業に関する提案書作成を関係省庁と協力して進める。
- 2-10 : 災害リスク削減優先事業のうち優先度の高い事業の調達準備を、関係機関と協力して進める

【成果 3に係る活動】

- 3-1 : カトマンズ盆地内の地方政府（市役所）の「地方防災計画」、「事前準備・緊急対応計画」の災害リスク削減計画部分を見直し・更新する
- 3-2 : 上記 2 つの計画に関するガイドラインの災害リスク削減計画部分を見直し・更新する
- 3-3 : 「地方防災計画」、「事前準備・緊急対応計画」の策定に関するカウンターパートの能力を強化する
- 3-4 : カトマンズ盆地内の地方政府（市役所）が、ワークショップ参加を通じて、「地方防災計画」、「事前準備・緊急対応計画」の災害リスク削減計画部分を策定・見直しするよう働きかける
- 3-5 : カトマンズ盆地内の地方政府（市役所）が、防災基金運用ガイドラインを策定・見直しするよう働きかける

(6) 対象地域

カトマンズ、カトマンズ盆地に位置する 18 市

(7) プロジェクト期間

2020 年 4 月～2024 年 3 月を予定（計 48 か月）

(8) 関係官庁・機関

① 実施機関

(和) 内務省災害管理局／ NDRRMA 関係局

(英) Ministry of Home Affairs, Disaster and Conflict Management Division／
NDRRMA Concerned Department

※NDRRMA は現在、設立準備中となっているため、現時点では NDRRMA 上位機関の内務省にある災害管理局を実施機関とし、NDRRMA が設立された場合には責任機関、実施機関、カウンターパート機関を NDRRMA 関係関係担当局に変更することとする。

② 協力機関

連邦総務省 (MoFAGA)、都市開発省 (MoUD)、

③ その他の関係機関

災害リスク削減関係省庁、カトマンズ盆地に位置する 18 市

3. 業務の目的

「カトマンズ盆地強靱化のための防災行政能力強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA と内務省災害管理局との間で 2019 年 11 月 18 日に締結した R/D に基づいて実施される「カトマンズ盆地強靱化のための防災行政能力強化プロジェクト」の枠内で、「3 業務の目的」を達成するため、「5 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す文書等を作成するものである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗把握及び成果の発現を促進し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICA に提言を行うことが求められる。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトの目指すところ

本プロジェクトは、① NDRRMA の災害リスク削減に資する行政能力の強化、②カトマンズ盆地内での災害リスク削減優先事業の実施に必要な基本的な仕組みの整備、③カトマンズ盆地内の地方政府に対する災害リスク削減の主流化の推進を実施することにより、中央の防災責任機関として新設される NDRRMA を中心に、カトマンズ盆地の災害レジリエンス強化を図り、もって災害リスク削減に資する投資促進のための防災行政能力の強化に寄与するものである。成果 2 では災害リスク削減のための優先事業を関係機関とともに選定するが、選定にとどまらず、JICA で実施を予定する案件含め、実際に災害リスク削減対策実施フェーズに引き渡すまでをスコープとする。JICA 実施想定案件についてはプロジェクト期間を通じて状況や想定を適宜 JICA に確認すること。また、確実にプロジェクト期間内で実施フェーズへの引き渡しを行うことや、JICA 実施想定案件のタイムラインも踏まえ、選定された優先事業がネパール会計年度の 2021/2022 年度の関係機関の年間事業計画 (Annual Work Plan) に記載されるよう、成果 2 の活動を優先的に進める。この際、ネパール側の自立性、オーナーシップを尊重しながらも専門家が必要に応じて活動リード、促すようにする。成果 1 では NDRRMA の

中核業務を明確にしたうえで、関係省庁との信頼関係や連携の基礎を築く。成果 3 においては、防災分野の取り組みは災害後のレスポンス対応が主流となっているカトマンズ盆地地方政府レベル（カトマンズ盆地 18 市対象）において、減災の主流化促進を支援し、災害リスク削減に係る予算配分と支出がなされることを目指す。

（２）国際及び国家政策の達成への貢献

本プロジェクトの枠組みは、持続可能な開発、防災及び気候変動に関する国際枠組、そしてそれらに基づくネパールの国家政策や計画に準じており、それらの達成促進に寄与するものである。特に、2015 年 3 月に開催された第三回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組 2015-2030（以下「仙台防災枠組」という）のグローバル・ターゲット（e）（2020 年までに国家及び地方防災戦略を有する国数を増加させる）のうち、地方防災戦略（計画）は多くの国で策定が進んでおらず、達成の促進が国際的な課題となっており、ネパールも同様の状況であることから、本プロジェクトは同ターゲットの達成に貢献するものであることを内務省災害管理局との間で確認している。よって、コンサルタントはこれらの関連枠組み及び政策等の内容や、動向について十分に理解し、業務計画やワークプランがそれらに沿った内容にするとともに、活動を実施する際も常に留意すること。

（３）カウンターパート機関が内務省災害管理局から NDRRMA へ移行する予定であることを踏まえた上でのプロジェクトの柔軟性の確保並びに業務引継ぎ方法の検討

本プロジェクトでは、設立準備中の NDRRMA が関係省庁や地方政府とも連携・調整しながら災害リスク削減に資する防災体制を構築し、ネパールの防災行政能力を強化することを目指している。現時点での実施機関は内務省災害管理局だが NDRRMA が設立され次第、実施機関を NDRRMA 関係局に変更する予定であり、NDRRMA の設立状況や取り巻く環境に応じて、柔軟に事業計画を変更することや、内務省災害管理局から NDRRMA への業務引継ぎ方法を慎重に検討することが重要である。業務引継ぎについては、NDRRMA 設立後もしばらくの間、内務省災害管理局と NDRRMA 関係担当局のカウンターパート合同のタスクフォースを一定期間設けるなど、しばらくの間両機関と活動を並行して行う可能性がある。コンサルタントはこれらの点を踏まえた事業計画の柔軟性確保方法並びに業務引継ぎ方法について具体的な案がある場合はプロポーザルにて示すこと。また、NDRRMA が設立された段階で PDM、PO を確認し、必要に応じて変更すること。

（４）NDRRMA 設立状況に係る活動変更の必要性検討

詳細計画策定調査時の内務省災害管理局へのヒアリングによると、2020 年 12 月に NDRRMA トップの Executive Chief が選出され、その後数か月で NDRRMA が立ち上がる予定とのことだが、これが相当に遅れる場合は、計画されているプロジェクト活動の変更の必要性有無を検討の上、JICA に相談すること。

（５）プロジェクト実施体制

本プロジェクトの主たるカウンターパート機関は内務省災害管理局（NDRRMA 設立後は NDRRMA 関係局）である。本プロジェクトの実施体制は内務省災害管理局局長（NDRRMA 設立後は NDRRMA 関係局局長）がプロジェクトダイレクターとなり、内務省災害管理局担当課課長（NDRRMA 設立後は NDRRMA 担当課課長）がプロジェクトマネージャーとなる。プロジェクト活動はカウンターパートと日本人専門家から成るタスクフォースによって実施される。成果 3 においてはカトマンズ盆地内に位置する 18 市を対象に「地方防災計画」、「事前準備・緊急対応計画」の災害リスク削減計画部分の策定・見直しなどを想定しているところ、連邦総務省を協力機関としている。また、首都圏であるカトマンズ盆地の強靱化を目指しているところ、都市開発省についても協力機関とする。両協力機関からの協力取り付けは内務省災害管理局／NDRRMA が行うことで内務省災害管理局と合意はしているが、プロジェクト開始後は必要に応じて日本側からも十分働きかけて連邦総務省、都市開発省を始めとする関係省庁、またカトマンズ盆地内の 18 市との協力体制を構築することが必要である旨留意する。必要に応じて関

係省庁やカトマンズ盆地内の 18 市関係者とワーキンググループを設立することとし、コンサルタントはプロジェクト開始後、ワーキンググループ設置の必要性について実施機関と協議し、設置の際は設置支援を行うこと。

(6) ネパール側の自律的な体制の構築

本プロジェクトは中央防災機関である内務省災害管理局／NDRRMA を中心に、各防災関係機関が連携して優先事業の選定、実施、モニタリングにかかる体制を構築し、自律的に持続、展開する能力の基礎を構築するものである。そのため、以下の点に留意し、プロジェクト活動を実施することとする。

- ① 内務省災害管理局／NDRRMA が必要な機関を巻き込んで体制構築を図れるよう、コンサルタントはプロジェクト期間を通じて積極的且つ戦略的に内務省災害管理局／NDRRMA 及び関係機関に対して働きかけを行う。
- ② 事業終了後の自立発展性を確保するために、内務省災害管理局／NDRRMA のオーナーシップを尊重しながら内務省災害管理局／NDRRMA との共同作業を通じて必要な能力を向上させるよう、十分意識・工夫する。

(7) 事業実施ユニットの設置検討

本プロジェクトにおける活動は内務省災害管理局／NDRRMA カウンターパートと日本人専門家とでタスクフォースを設置し活動を進めることを内務省災害管理局と合意した。当初、日本側では災害リスク削減に資する投資事業の実施・監理を円滑に進めるため、独立した事業実施・監理部局である「事業実施ユニット」を NDRRMA 内に立ち上げ、事業実施ユニットを本プロジェクト活動の実施基盤とする事を検討していたが、NDRRMA がまだ設立されていないこと、同じように事業実施ユニットを設立したネパールの復興庁の例では、国会申請から設置まで 1 年を要したことから、今回はひとまず活動実施タスクフォースを設置しプロジェクト活動を実施することで内務省災害管理局と合意した次第である。関係省庁の防災事業に係る情報、事業計画、実施状況を一元化し、監理する事業実施ユニットの設置については、内務省災害管理局側もその必要性に理解を示していることから、プロジェクト開始後に事業実施ユニットの設置について実施機関と検討し、必要に応じて設置を支援すること。

(8) 災害種

当初、地震を災害種とすることを検討していたが、カトマンズ盆地内では地震に加え、水害も大きな被害を及ぼす災害であることが確認されたため、成果 2 における優先事業選定においてはこれらを対象災害種とする。なお、水害対策においては、まず優先する流域を 2~3 つ特定し、災害状況や災害履歴、現在及び将来の開発計画などを勘案し、リスク削減策の大きな方向性について検討する。その後水害に対する災害リスク削減対策を実施するにあたり必要な詳細調査項目を洗い出すこととする。ネパール側より、地方政府レベルでは土砂災害等も含めるよう要望があったところ、成果 3 の「地方防災計画」、「事前準備・緊急対応計画」の災害リスク削減計画部分の策定・見直し支援においてはこれらの災害種においても含める。

(9) ローカルコンサルタント配置の必要性検討

ネパールでは、防災法(2017年)及び防災規則(2018年)での規定に基づき、NDRRMA(NDRRMAの設立までは内務省災害管理局)が国の防災機関として、関係省庁と連携しながら減災・防災関連活動実施、指導、監理、調整を行う事が規定されている。しかしながら、現時点で内務省災害管理局と関係機関との間での連携は実質取られておらず、NDRRMA が設立された後も NDRRMA が新設の組織であることを踏まえると内務省災害管理局／NDRRMA が国家における防災の中心である位置付けをネパールで定着させるためにはカウンターパートを支援する人材が必要であると考えられる。これに対応するため、本プロジェクトにおいてローカルコンサルタント 1 名をプロジェクト全期間に亘りカウンターパート機関に配置することを想定している。

(10) 地方防災計画の策定に係る手法の活用

JICA は、2020 年を目標年とする仙台防災枠組のグローバル・ターゲット(e)のうち地方防災計画の策定を効果的かつ実践的に促進するため、「8 ステップー地方防災計画の策定に係る実践手法（配布資料）」を取りまとめた。成果 2 の優先事業選定並びに、成果 3 のカトマンズ盆地内における「地方防災計画」「事前準備・緊急対応計画」の災害リスク削減計画部分見直し・更新支援においては、ネパールの文脈を考慮しつつ同手法を活用すること。また、本プロジェクトの実施結果を踏まえ、本手法について改訂すべき内容がある場合には JICA にフィードバックすること。

(11) 既存及びプロジェクト期間中に実施が想定される協力成果の活用

JICA はこれまでネパールにおける防災関連の協力を実施してきた。また、今後も協力が想定されている。本プロジェクトでは、JICA がこれまで実施してきた防災関連の案件及びプロジェクト期間中に実施されている案件の知見や人的資源・関係を十分に活用して活動を実施することとする。「カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクト」(2015 年～2018 年)においてはカトマンズ盆地における地震ハザード・リスク評価を実施しており、成果 2 のハザード・リスク評価においては当該プロジェクトでの評価をベースとすること。また、その他の既存案件の成果の活用について、具体的な案がある場合には、プロポーザルにて示すこと。

(12) オフィス執務室家具、執務用関連機器の購入

下記のオフィス執務室家具、執務用関連機器を購入することとする。また、見積もりは本見積もりにて計上すること。

- ・机 (5 台)
- ・椅子 (5 台)
- ・デスクトップパソコン (5 台)
- ・プリンター (1 台)

(13) 他援助機関・国際機関との情報共有・連携

現時点で内務省災害管理局と合意した協力の枠組みと重複する他ドナーの支援はない。しかしながら、プロジェクト開始後も他ドナーの支援動向には十分留意する必要がある。例えば、USAID は新設される NDRRMA に対する支援を行う予定があることが詳細計画策定調査時のヒアリングで明らかになった。調査時点では支援内容の詳細は未定との回答であったが、本プロジェクトとの重複を避け、また、本プロジェクト活動との連携・協力を模索するうえでもプロジェクト実施時は密に USAID のみならず他の主要ドナーと情報共有や意見交換を行うこととする。

また、JICA は国連防災機関(UNDRR)と業務協力協定を締結しており、UNDRR が行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューへの支援を行う事が規定されている。上記(2)のとおり、本プロジェクトは仙台防災枠組みに貢献することから、本プロジェクトにおけるイベント等の際には UNDRR の本部(在ジュネーブ)、アジア太平洋地域事務所(在バンコク)に時間に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携について配慮すること。併せて、カウンターパート機関がネパール国内において UNDRR を招へいするイベントを開催する場合は、上記協定に基づき JICA が本プロジェクトの成果を発信できるよう、JICA になるべく前もって情報提供すること。

(14) 対ネパール JICA 防災分野関係者との連携

JICA 及びその他日本の関係機関がネパールに対して防災関連の協力を実施していることから、日本からの防災協力として一貫性をもって実施する必要がある点について留意すること。このため関係者と適宜情報交換を行い、月報等を通じて結果を JICA に報告すること。

(15) プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

① プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力においては、事業の進捗そのものが新たな価値創造のプロセスである。そのため、コンサルタントは事業成果の発現に向け、先方実施機関及び JICA と協同で創意工夫し、事業進捗の促進に向けた取組を行うことが基本となる。よって、これらのプロセスの中からプロジェクトの促進及び阻害に係る要因を特定し、これらを教訓として関係者へ共有するとともに、活動へ反映すること。

また、コンサルタントは、プロジェクトの方向性について適宜 JICA に提言を行うこと。JICA はこれら提言を検討し、先方実施機関との間で合意文書の変更やそれに伴うコンサルタントとの契約変更等、必要な対応をとることとする。

② Monitoring Sheet の作成・活用

本プロジェクトでは、本業務実施契約で派遣される JICA 専門家チーム及びカウンターパートによる定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定の Monitoring Sheet 様式を用いて、派遣前の事前打ち合わせにて Ver. 1 を JICA と確認し、その後の第一回合同調整委員会（Joint Coordination Committee、以下「JCC」という。）においてカウンターパートと協議を行い、合意する。

案件開始後は、6 か月ごとの定期的なモニタリング（PDM 達成状況、PO 進捗、実施上の課題の確認、等）をカウンターパートと合同で行い、JICA ネパール事務所に提出すること。Monitoring Sheet に定められる項目には活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標の達成見込みを含む）解決すべき実施上の課題、懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正負の影響を及ぼす外部要素、他ドナーの防災関連事業の進捗状況を含むこと。

③ JCC への協力

本プロジェクトでは、活動スケジュール、投入スケジュール、カウンターパートの配置等、基本計画の詳細について協議する JCC を少なくとも年 1 回（初年は 2 回）実施することが詳細計画策定時の会議議事録（M/M）に記載されている。コンサルタントは JCC の開催に際し、基礎資料として既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理し、カウンターパートや JICA へ提供するとともに、カウンターパートによる準備が円滑になされるよう状況の確認及び支援を行うこととする。

なお、JCC は日本・ネパール双方のプロジェクト関係者との進捗及び今後の計画について協議する場であることから、上記 Monitoring Sheet を JCC の基本文書として活用すること。

④ モニタリングへの協力

事業実施中の日常的な進捗確認は、コンサルタントがネパール側関係者と一緒に議論する。プロジェクト進捗に支障をきたす事案が発生した場合は、速やかに JICA へ報告・相談を行うこと。

JICA は、以下の場合において適宜運営指導調査を実施する予定である。

- (ア) プロジェクト開始時、開始後 24 ヶ月頃及び終了時
- (イ) プロジェクトの計画の見直しが必要な場合
- (ウ) 実施運営上の問題が発生している場合

調査の実施に際し、コンサルタントは、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において協議の調整や同席等、調査団へのサポートを行うものとする。

(16) 国際・地域会議等における成果発信

本プロジェクトは、仙台防災枠組の各グローバル・ターゲットの達成及び各優先行動の推進に貢献するものと位置付けられることから、我が国プロジェクトの成果を発信できる機会において、より効果的に発信できるように、コンサルタントは JICA、カウンターパートと相談すること。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として防災グローバルプ

ラットフォーム及び地域防災プラットフォームと呼ばれる国際会議を通じたモニタリングが1年毎交互に開催されることから、これら機会をマイルストーンの1つとして設定し、プロジェクトの進捗管理及び成果発信を行っていくこと。

本プロジェクト実施期間中には、2021年と2023年に防災グローバルプラットフォーム、2020年6月（オーストラリア、ブリスベン）と2022年にアジア大洋州地域における防災プラットフォームがそれぞれ開催される予定であることから、これらを含む国際会議を活用してネパール側カウンターパート及びJICAが本プロジェクトの意義、活動内容、成果を広く周知できるよう、時間に余裕をもって双方と相談すること。また、この際にカウンターパートが作成する発表資料の作成を支援すること。

また、プロジェクト成果の共有や広報の観点から、第三国への出張が本プロジェクトの実施において有用と考える場合には、これを積極的に検討し、プロポーザルの中で提案し、別見積もりにて積算すること（必要と認められる場合、JICAからネパール側に提案する。）

（17）プロジェクト活動の記録

JICAは独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る報告書等に記録し、JICAに報告すること。

また、ジェンダー及び要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の本プロジェクトへの参画及び裨益状況についても特記事項として合わせて記録し、後述の広報を計画する際においても積極的に焦点を当てること。ジェンダーに関しては、地方防災計画策定プロセスにおいて、女性の視点を含めること。

（18）広報

本プロジェクトの実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容、成果について、ネパール国と日本国内の各層に広く発信すること。このため、以下の項目を最低限含めつつ、仙台防災枠組の内容、構成を踏まえた効果的な広報計画をプロポーザルで提案すること。同計画においては上記の国際会議等のイベント日程を考慮すること。また、本プロジェクトはSDGsにおけるターゲットへの貢献も含まれるためこれに対する広報計画にも留意する。

① 現地マスメディアへの発信

本プロジェクトの開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果をネパール国内に広く認識してもらうため、JICAネパール事務所と協力し、現地マスメディアに対するプレスリリースの配信や記者向け説明等を行うこと。また、その際は、カウンターパート機関の広報部門と協力し、カウンターパート機関から現地マスメディアへの発信を積極的に行うよう働きかけを行うこと。

② ネパール政府機関や他援助機関・NGO等への発信

本プロジェクトでは、実施体制に含まれる機関以外に様々な関係者を広く巻き込むことで防災の主流化が図られ、内務省災害管理局／NDRRMAの能力向上にも貢献することから、重要なネパール政府機関、他援助機関・NGO等が、本プロジェクトに関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行うこと。

③ JICAウェブサイトを通じた情報発信

プロジェクト開始時をめぐり、JICA技術協力プロジェクトホームページ内に本プロジェクトのウェブサイトを開設する予定である。プロジェクト成果の発信を目的に1か月に1回以上JICAへ進捗を報告すること。また、ODA見える化サイトに視覚上成果を把握しやすい写真を掲載できるよう、候補となる写真をJICAに対して適時提供すること。

④ 写真、映像（動画）

各種広報媒体や視聴覚資料の作成で使えるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、

提出する。撮影に当たっては、本プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるものや日本側とネパール側双方がコミュニケーションしているものとなるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICA に帰属するものとする。

6. 業務の内容

【全体に係る業務】

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで示すこと。なお、業務開始時にカウンターパートの能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要と判断された場合は業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

(1) 業務計画書の作成・協議<第1期>

コンサルタントは共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、契約日の 10 営業日以内に JICA に対して提出し、承諾を得る。

(2) ワークプランの作成・協議<第1期>

本プロジェクトにかかる経緯、詳細計画策定結果並びに業務計画書等を踏まえ、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン（案）として取りまとめ、第1回現地派遣までに JICA に説明・協議し、必要に応じて修正する。その後、第1回現地派遣時にネパール側関係者へ説明を行い、ネパール側との協議結果を踏まえて修正したワークプラン（案）及び PDM・PO を、第1回 JCC にてネパール側と協議の上、合意する。

(3) 事業効果測定のためのベースライン<第1期>及びエンドライン調査の実施<第2期>

事業効果を測定することを主目的に、PDM の指標に係るデータを収集するための簡易なベースライン及びエンドライン調査を実施する。ベースライン調査はプロジェクト開始直後から 1 か月以内、エンドライン調査はプロジェクト終了 3 か月前を目途に実施し、取りまとめた調査結果は提出する報告書等に記載する。なお、PDM の指標以外に収集すべきデータがある場合はその内容と理由を含めてプロポーザルにて示すこと。

(4) JCC 開催支援と進捗説明<第1期及び第2期>

議長である内務省災害管理局局長／NDRRMA 関係局局長が JCC を円滑かつ予定どおり開催するため、コンサルタントはカウンターパートが行う R/D に定められた JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認及び支援を行うこと。第1回 JCC についてはプロジェクト開始 2 か月以内を目処に実施し、そこでプロジェクト期間中の大まかな JCC の開催時期について確認を行い、以後 JCC にて次回分の実施時期を合意すること。ただし、1 年目については 2 回 JCC を開催する方針とする。JCC においては Monitoring Sheet を活用し、カウンターパートと手分けしてプロジェクトの進捗及び活動計画を説明、合意を得ること。

(5) 招へいプログラム及び本邦研修の実施<第1期及び第2期>

本プロジェクトにおいては、プロジェクト開始後直ぐに実施機関カウンターパート機関要人、協力機関カウンターパート、関係機関カウンターパートを含む招へいプログラム（1 週間、5 名程度）を、そして、2020 年度、2021 年度、2022 年度、2023 年度に各 1 回ずつ防災行政及び地方防災計画に係る本邦研修を、それぞれ 2 週間程度で実施機関カ・協力機関、関係機関カウンターパート 8 名程度を対象に実施する。招へいプログラム、本邦研修想定訪問先について具体的な案がある場合はプロポーザルに示すこと。

コンサルタントは、実施にあたって「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017 年 6 月）に記載される「実施業務」を担当することから、実施に係る経

費を見積に含める。実施にあたっては研修・招へいの趣旨を十分理解し、内容及び実施方法について JICA ネパール事務所及びネパール政府関係者と協議・調整すること。また、研修参加者・招へい者の人選、必要書類の取付等、研修員受入・招へいに関する支援・調整を行うこと。

【成果 1 に係る業務】

（6）NDRRMA の制度強化計画を策定する（活動 1-1）＜第 1 期＞

防災法（2017）、防災規則（2018）に規定にされている事項も踏まえ、新設される NDRRMA がネパール国の防災体制の中心として果たすべき中核業務内容をまとめ、中核となる業務内容を明確化する。中核業務が制度化し実行・定着するには関係機関からも認知されることが必要なため、この点について十分留意する。また、計画の承認については、計画が定着化するためには NDRRMA 内のみならず上位機関や関係省庁も巻き込んで承認を行う必要があるかもしれない、プロジェクトの中で実際の状況も踏まえ考慮すること。

（7）NDRRMA の人材育成計画を策定する（活動 1-2）＜第 1 期＞

NDRRMA 内関係部署の人材育成計画を策定し、NDRRMA の基礎体制構築の構築を目指す。NDRRMA 関係部署としては、現時点では「Organization and Management (O&M) Study (Functional Analysis) Brief Report」の情報に基づき、Disaster Risk Reduction Division 並びに Policy, Plan and International Relation Division を想定しているが、これらの部署は設立が決定しているものではなく、変更になる可能性もあるところ、人材育成計画策定に当たっては本プロジェクト関係部署をネパール側及び JICA と協議の上、決定する。

（8）国家災害リスク削減戦略実施計画に沿って、災害リスク削減の視点を各省の年間事業計画に反映するよう働きかけるため、関係省庁、国家計画委員会、首相府との調整会合を開催する（活動 1-3）＜第 1 期及び第 2 期＞

現状として、国家災害リスク削減実施計画は防災関係機関に十分認識されておらず、実施やモニタリングも十分に行われていない。活動 1-1、1-2 で策定した制度強化計画並びに人材育成計画も踏まえ、関係省庁、国家計画委員会、首相府調整会合を定期的に開催し、防災分野での各関係機関の取り組みや課題について協議し、包括的に把握できる場を設定する。定期会議の実施を定着化させるための手法案をプロポーザルにて示すこと。

（9）執行委員会による関係省庁やその他の関係機関の災害リスク削減事業の進捗状況を確認・モニタリングするための調整会議開催の準備を行う（活動 1-4）＜第 1 期及び第 2 期＞

災害リスク削減事業の進捗状況は NDRRMA 上位機関の執行委員会が担うことが規定されているため、執行委員会が関係省庁やその他の関係機関の事業進捗状況を確認・モニタリングするための調整会議開催準備を行う。調整会議開催を定着化させるための手法案についてプロポーザルにて示すこと。

（10）州・地方政府の災害リスク削減事業の進捗状況を確認・モニタリングするため、首相府、内務省、連邦総務省、国家計画委員会との調整会議を開催する（活動 1-5）＜第 1 期及び第 2 期＞

州・地方政府の災害リスク削減事業の進捗状況の確認・モニタリングは NDRRMA が担うことが規定されているため、減災事業の計画、実施、モニタリングに係る体制や能力に関する現状について調査を実施し、その情報をもとに課題を分析、特定の上、進捗状況確認・モニタリング方法をカウンターパートと協議の上決定する。また、当該調整会議を定着化させるための手法案並びに会議における想定議題案をプロポーザルにて示すこと。

（11）国家災害リスク削減戦略実施計画に組み込むべき提案内容を取りまとめ準備する（活動 1-6）＜第 2 期＞

国家災害リスク削減戦略実施計画は 2023 年に見直しが見込まれているため、本活動におい

て更新内容の提案を行う。提案にあたっては、関係機関を巻き込むようにし、活動を通して NDRRMA の認知度向上や NDRRMA と関係機関の信頼関係を構築していくように留意する。

(12) 災害リスク削減に関する調査研究結果を学術研究機関と共有するための調整部門を設立する(活動 1-7) <第 1 期及び第 2 期>

NDRRMA の新設に伴い、付属機関として防災リサーチセンター設立の構想がネパール側にあり、災害リスク削減に関する調査研究結果を学術研究機関と共有するための調整部門を NDRRMA に設立する。調整部門と学術研究機関との連携や情報共有が習慣化、制度化する仕組みについてプロジェクト内で検討していくが、現時点で具体的な案があればプロポーザルにて示すこと。

(13) 災害リスク削減と NDRRMA に関する広報活動を、メディアや民間企業、関係機関と協力して進める(活動 1-8) <第 1 期及び第 2 期>

ネパールでは防災という意識が一般の国民の間で希薄であり、関係組織でも災害リスク削減の主流化が十分に進んでいない状況である。こうした点を踏まえ、災害リスク削減と、新設される NDRRMA や同庁の取り組みに関する広報活動をメディアや民間企業、関係機関と協力して取り組むことを想定し、その内容や連携方法をプロポーザルにて示すこと。

【成果 2 に係る業務】

本プロジェクトは減災に力点を置き、災害リスク削減対策優先事業選定のみでなく、選定された優先事業の実施に向け、関係機関に対して事業実施フェーズを引き継ぐまでをスコープとしている。従って、コンサルタントは本プロジェクト実施期間内に関係機関の Annual Work Plan (年間事業計画) に選定した優先事業が記載されるよう、成果 2 においてはネパール会計年度を十分に意識し活動を進めること。また、災害リスク対策優先事業実現のために JICA 側でも無償資金協力及び有償資金協力に係る検討及び案件実施準備を十分にできる用、資金協力事業(無償・有償)の案件形成・事業準備タイムラインを十分に踏まえ、早めの実施機関との合意形成及び JICA への提案等を行う。JICA で実施を想定する資金協力事業のタイムラインについても十分に確認・踏まえたうえで活動を行うこと。

(14) カウンターパートと日本人専門家によるタスクフォース*を設置する(活動 2-1) *タスクフォースが、PO に記載あるプロジェクト活動を牽引する。 <第 1 期>

本プロジェクトでの活動を日常的にカウンターパートと共に実施するため、活動の基盤となるタスクフォースを設置する。タスクフォースの構成や運営方法、タスクフォース定着化に向けた具体的手法をプロポーザルにて示すこと。

(15) カトマンズ盆地内の既存のハザード・リスク評価をレビューする <第 1 期>

タスクフォースミーティングを開催し、ハザード・リスク評価をレビューする(活動 2-2)

ハザード・リスク評価のレビューにおいては、「カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクト」(2015 年~2018 年)にて実施した地震ハザード・リスク評価結果をベースとする。また、洪水については優先流域(2 流域程度)を特定し、災害状況や災害履歴、現在及び将来の開発計画などを勘案し、リスク削減策の大きな方向性について検討することとし、大掛かりな調査や測量、解析等は本プロジェクトの投入としては実施しない。ただし、簡易なハザード評価を実施する上で必要となる地形や衛星画像データ等の情報で、現地にてカウンターパートにて入手が難しいものについてはプロポーザルにて提案し、別見積もりで積算すること。その後想定されるリスク削減策リスク削減対策をリストアップし、実際にリスク削減対策を実施する際に必要となるであろう詳細調査項目を検討し、報告する。本活動には関係省庁であるエネルギー・水資源・灌漑省(Ministry of Energy, Water Resources and Irrigation)や他の関係機関の巻き込むよう、留意する。

(16) カトマンズ盆地内の災害リスク削減優先事業リストを準備する (活動 2-3) <第1期>

本活動実施においては、関係省庁から興味と協力を引き出せるよう、関係省庁の巻き込み方法に十分留意すること。

(17) 災害リスク削減優先事業の実施枠組みを、関係省庁と協力して準備する (活動 2-4) <第1期>

実施規模、期間等の実施枠組みについて関係省庁とも協力の上、設定する。本活動実施においては、関係省庁から興味と協力を引き出せるよう、関係省庁の巻き込み方法に十分留意し、その方法についてプロポーザルにて示すこと。

(18) カトマンズ盆地内の災害リスク削減優先事業のうち優先度の高い事業のショートリストを、関係省庁と協力して作成する (活動 2-5) <第1期>

活動 2-3 にて挙げたリストのうち、最も優先度の高い事業を関係省庁と協力して特定する。専門家や内務省災害管理局/NDRRMA 主導の活動にならないよう、関係機関の巻き込み方法に十分留意し、その方法についてプロポーザルにて示すこと。活動 2-3~2-5 はプロジェクト1年目に実施することを想定している。

(19) カトマンズ盆地内の災害リスク削減優先事業実施の資金調達オプションと資金調達方法 (政府予算、開発パートナーからの支援、官民連携など) を、関係省庁と協力して準備する (活動 2-6) <第1期及び第2期>

優先事業実施の資金調達オプションと資金調達方法を関係省庁と協力の上準備する。資金調達方法についてはネパール国政府予算のみならず、柔軟に開発パートナーからの支援や官民連携なども検討する。この際、IMF 等の方針に沿って、ネパールにて予算がつきやすい分野があれば、そういった分野における減災対策も検討すること。また、本活動が定着化する仕組みについてプロポーザルにて示すこと。

(20) 財務省と国家計画委員会と協議し、災害リスク削減優先事業のうち優先度の高い事業を内務省/NDRRMA の年間事業計画に組み込むよう働きかける (活動 2-7) <第1期及び第2期>

防災関係機関との調整や事業実施監理に係る予算を内務省/NDRRMA に確保するため、財務省並びに国家計画委員会に働きかけを行う。

(21) 災害リスク削減優先事業のうち優先度の高い事業が各年間事業計画に組み込まれるよう、関係省庁に働きかける (活動 2-8) <第1期及び第2期>

優先度の高い事業について、各関係省庁の年間事業計画に組み込まれるよう、働きかけを行う。この際、初回においては、ネパール 2021 年/2022 年会計年度の年間事業計画に組み込まれるよう、タイムラインに十分考慮の上、必要に応じてカウンターパートをリードする。また、本仕組みが定着化するよう、本プロジェクトを通じて毎年、各関係省庁の年間事業計画に組み込まれるように留意する。また、プロジェクト後半時期においては本活動がカウンターパートと関係機関で主導されるよう、計画的に活動を進めること。

(22) 開発パートナーからの支援や官民連携など予算確保のため、災害リスク削減優先事業のうち優先度の高い事業に関する提案書作成を関係省庁と協力して進める (活動 2-9) <第1期及び第2期>

各関係省庁に対して提案書作成支援コンサルテーションミーティングを行う。コンサルテーションミーティングの実施方法をプロポーザルにて示すこと。

(23) 災害リスク削減優先事業のうち優先度の高い事業の調達準備を、関係機関と協力して進める (活動 2-10) <第1期及び第2期>

各関係省庁に対して調達準備に係るコンサルテーションミーティングを行う。コンサルテーションミーティングの実施方法案をプロポーザルにて示すこと。

【成果3に係る業務】

詳細計画策定調査におけるカトマンズ盆地内の市防災担当職員に対するヒアリングによると、カトマンズ盆地内では防災分野への取り組みは災害後のレスポンス対応が主流であることが明らかとなり、災害リスク削減のための主流化が必要である。また、災害リスク削減のための主流化を進めるにあたっては、市長と市議会の理解と協力が不可欠である。したがって、成果3の活動実施に際しては連邦総務省の協力を得ながら、上記の点に留意する。

（24）カトマンズ盆地内の地方政府（市役所）の「地方防災計画」、「事前準備・緊急対応計画」の災害リスク削減計画部分をレビューする（活動3-1）＜第1期＞

地方防災計画関連のガイドラインは連邦総務省の「地方防災計画策定ガイドライン」(Local Disaster and Climate Resilience Planning Guidelines) と内務省が策定した「事前準備・緊急対応計画ガイドライン」(Guidance Note for Disaster Preparedness and Response Planning) の2種類が存在する。現時点ではこれら2つのガイドラインの統合については決定できないため、両ガイドラインの災害リスク削減計画部分をレビューする。なお、この際、専門家主導のレビューとならないよう、レビュー方法には十分留意する。また、これら2つのガイドラインの統合について、プロジェクト開始後、カウンターパートや連邦総務省と検討し、必要に応じて実施する。

（25）上記2つの計画に関するガイドラインの災害リスク削減計画部分を見直し・更新する（活動3-2）＜第1期＞

上記2つの計画に関し、災害リスク削減計画部分の見直し・更新を行う。この際、前項目同様、専門家主導の見直し・更新とならないよう、留意すること。

（26）「地方防災計画」、「事前準備・緊急対応計画」の策定に関するカウンターパートの能力を強化する（活動3-3）＜第1期及び第2期＞

地方政府が上記2つの計画を策定できるよう、カウンターパートに対するワークショップファシリテーション能力強化を行う。

（27）カトマンズ盆地内の地方政府（市役所）が、ワークショップ参加を通じて、「地方防災計画」、「事前準備・緊急対応計画」の災害リスク削減計画部分を策定/見直しするよう働きかける（活動3-4）＜第1期及び第2期＞

カトマンズ盆地内18市の防災担当者及び関係者（各市から2名程度を想定）を集めたワークショップを5回程度（宿泊なし）開催し、「地方防災計画」、「事前準備・緊急対応計画」の災害リスク削減部分の策定と見直し促進を行う。現状では地方政府間で情報共有もほとんどなされていないため、ワークショップを通じて関係機関間の関係構築に努めること。また、ワークショップ開催の内容案についてプロポーザルにて示すこと。また、ワークショップ参加者の交通費・日当についても本見積もりにて積算すること。

（28）カトマンズ盆地内の地方政府（市役所）が、防災基金運用ガイドラインを策定/見直しするよう働きかける（活動3-5）＜第1期及び第2期＞

カトマンズ盆地内の市においては、固定資産税から拠出するなどし、防災基金を設立している。ただし、運用指針が未策定で使用方法が定まっていない地方政府も多い。また使用の際も災害発生後のレスポンス対応に利用されていることが多い。よって、本活動にて防災基金運用ガイドラインの策定並びに見直しを支援する。また、ガイドラインに基づき、関連指標（「カトマンズ盆地内のX%の地方政府が、少なくとも防災基金のうちY%を災害リスク削減関連の活動に支出する」、「カトマンズ盆地内のX%の地方政府が、全体プログラム予算のうち、少なくともY%の予算を災害リスク削減に関する活動に配分する」）を達成できるよ

う、タイムラインに留意して活動を進めること。

7. 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。

報告書	時期等	言語・部数
業務計画書 (共通仕様書の規程に基づく)	第一期契約締結後 10 日以内 ＜第 1 期＞	和文 3 部 電子データ (メール等による送付)
ワークプラン	第一期契約締結後 1 か月以内 ＜第 1 期＞	英文 3 部 電子データ (メール等による送付)
Monitoring Sheet	プロジェクト開始後 6 か月ごと ＜第 1 期及び第 2 期＞	電子データ (メール等による送付)
プロジェクト進捗概要資料	初回はプロジェクト概要を記載し、プロジェクト開始後 1 か月以内、それ以降は Monitoring Sheet 提出と同じ ＜第 1 期及び第 2 期＞	和文・英文 電子データ (メール等による送付)
プロジェクト業務完了報告書 (Project Completion Report)	プロジェクト終了時(英文はカウンターパートと共同で作成したドラフトをプロジェクト終了 3 か月前に提出し、JICA からのコメントを受けて最終化) ＜第 2 期＞	和文 3 部 英文 10 部 CD-ROM 3 部
業務完了報告書補足資料 (和文)	プロジェクト終了時 ＜第 2 期＞	電子データ (メール等による送付)

プロジェクト進捗概要資料は、プロジェクトの概要及び進捗を対外的に分かりやすく説明することを目的に A4 1～2 枚程度で現地活動の写真や図を用いて作成すること。

プロジェクト業務完了報告書については、製本することとし、報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。その他の報告書等は簡易製本及び電子媒体での提出とする。各報告書の記載項目 (案) は、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、Monitoring sheet 又は業務完了報告書に添付して提出することとする。各資料の作成に当たっては、記載項目について適宜 JICA とコンサルタントで協議、確認すること。

- ① NDRRMA 制度強化計画
- ② NDRRMA 人材育成計画
- ③ 国家災害リスク削減戦略実施計画提言案

- ④ カトマンズ盆地内災害リスク削減優先事業リスト
- ⑤ 「地方防災計画」、「事前準備・緊急対応計画」改定案
- ⑥ カトマンズ 18 市地方防災計画
- ⑦ カトマンズ 18 市災害リスク削減優先事業リスト
- ⑧ 防災基金運用ガイドライン

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは共通仕様書第7条に基づき、国内外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含むコンサルタント業務従事月報を JICA に提出する。月報の記載にあたっては、具体的かつ分かりやすい内容となるよう留意すること。なお、先方政府と文書にして合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真（あれば）
- ③ 業務フローチャート

(4) その他提出物

- ① 防災情報
JICA が定める様式によりネパールの防災に係る基礎情報をとりまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後1年ごとに提出する。
- ② 議事録等
先方政府との間で、プロジェクトの進捗や計画の変更等に係る重要な議題に関する協議を実施した際は議事録を作成し、JICA に速やかに提出する（活動の中で日常的に行う協議ややり取りについては、概要を月報へ記載すること）。JICA が別途開催する本プロジェクトに関連する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、JICA が指定する様式により A4 版 4 枚以内に取りまとめ、会議開催後 3 営業日以内に JICA に提出する。
- ③ 先方政府への提出物
ネパール政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- (1) 第1期：2020年3月上旬～2022年9月下旬
- (2) 第2期：2022年10月上旬～2024年3月下旬

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

- (1) 業務量の目途 99M/M (うち 第1期 74M/M)

(2) 業務従事者の構成 (案)

業務従事者の構成は、以下に示す分野を担当するコンサルタントの配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切なコンサルタントの配置、構成をプロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付を提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括/災害リスクガバナンス (2号)
- ② 構造物対策 (公共建物) (3号)
- ③ 構造物対策 (インフラとライフライン) (3号)
- ④ 防災組織強化
- ⑤ プロジェクト実施監理・調整
- ⑥ 地方防災計画/非構造物対策
- ⑦ 地方防災実施
- ⑧ 広報/研修計画

3. 対象国の便宜供与

2019年11月18日に署名したR/Dに基づき、カウンターパートの配置、事務所スペースの提供等が確保される。その他一般的な情報提供が得られる予定。

4. 配布資料/閲覧資料

(1) 配布資料

- ① ネパール「カトマンズ盆地強靱化のための防災行政能力強化プロジェクト」詳細計画策定結果
- ② 署名済みR/D
- ③ 「8ステップ-地方防災計画の策定に係る実践手法(8 STEPS -Practical Method for Developing Local DRR Strategies/Plans-)」
- ④ ネパール「カトマンズ盆地強靱化のための防災行政能力強化プロジェクト」案件概要表
- ⑤ Organization and Management (O&M) Study (Functional Analysis) Brief Report
- ⑥ 「カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクト」(2015～2018年)業務完了報告書
- ⑦ 「カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクト」地方防災計画

(2) 公開資料

- ① 仙台防災枠組 2015-2030
http://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframeworkfordrren.pdf
- ② 仙台防災枠組の指標及び用語集

http://www.preventionweb.net/files/resolutions/N1702972_en.pdf
http://www.preventionweb.net/files/50683_oiewgreportenglish.pdf

- ③ 仙台防災枠組モニタリングに係るテクニカルガイダンス
<https://www.UNDRR.org/we/inform/publications/54970>

5. 現地再委託

プロジェクト活動に係る業務について、現地に経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等がある場合、それらの機関や組織に再委託して実施することができる。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業務の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、見積もりについては本見積もりにて計上すること。

6. 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICA ネパール事務所、在ネパール日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また JICA ネパール事務所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算の必要はない。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

(3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上